

佐倉都市計画高度利用地区の変更（佐倉市決定）

都市計画高度利用地区を次のとおり変更する。

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
高度利用地区	約 6.4 ha	$\frac{50}{10}$ 以下	$\frac{20}{10}$ 以上	$\frac{8}{10}$ 以下	500 m ² 以上	
		ただし、地方鉄道ユーカリが丘線の鉄道施設並びに公共用歩廊及びこれに付属する施設等には、壁面の位置の制限を適用しない。				
合計	約 6.4 ha	—				

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために変更するものである。

